# 令和6年度 多古町地域防災計画の修正概要

令和7年2月

## 第1 修正の背景

現行の多古町地域防災計画は、平成23年の東日本大震災などの教訓を踏まえて改正された災害対策基本法や防災基本計画を反映して平成28年度に修正した。

その後も、令和元年の房総半島台風や東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など各地で発生した大規模 災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指 針の改訂を行っている。

千葉県においても、千葉県地域防災計画を修正したほか、千葉県大規模災害時応援受援計画の修正や、令和元年台風 15 号等災害対応検証会議等を行い、防災力の強化を推進している。

本町においても、国土強靭化地域計画、業務継続計画、受援計画及び災害廃棄物処理計画の策定、 災害協定の拡充など地域防災力の充実を図ってきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防 災対策推進地域に指定されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策 定が必要となっている。

これらを踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び 災害対策をより実効性の高いものとするため、多古町地域防災計画の修正案を作成した。

## 第2 修正スケジュール

修正に当たっては、防災会議、パブリックコメントなどを通じて関係者や住民等の意見を反映していく。

#### 〈令和6年度 多古町地域防災計画修正スケジュール〉

時期	内容	備考
~7月	修正の準備、方針検討	
8月~11月	計画原案の作成、庁内意見照会	
月~ 2月	第1回 防災会議(書面)	原案の検討
1月	パブリックコメント	素案の検討
2月	第2回 防災会議(対面)	最終案の審議
3月	地域防災計画の確定・公表、県への報告	

## 第3 修正ポイント

## 1. 計画の構成

多古町地域防災計画は、計画全体の基本事項を示す総則、災害種別の計画(地震、風水害、大規模事故)で構成した。

また、災害種別の計画(地震、風水害、大規模事故)は、総則(災害履歴、想定等)のほか、平時の取組(災害予防計画)、災害時の対応(災害応急対策計画)及び災害からの回復(災害復旧・復興計画)の3つの局面を基本として構成した。

### 〈多古町地域防災計画の構成案〉

編構成		概 要	
総則		計画の目的・方針、防災関係機関業務大綱、災害環境等	
震災編	総則	地震被害想定、災害履歴等	
	災害予防計画	地震に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災力の向	
	<b>火台 1 17 11 回</b>	上などハードとソフトの両面から減災施策	
	災害応急対策計画	応急活動体制、災害防御活動、被災者支援策など	
	復旧復興計画	生活再建支援策、復旧・復興措置など	
	附編 日本海溝·千島海溝周辺	後発地震への注意を促す情報への対応、教育訓練等	
	海溝型地震防災対策推進計画		
風水害編	総則	災害履歴、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等	
	災害予防計画	治水、砂防、水防活動の備えなど	
	災害応急対策計画	大雨、洪水時の水防活動、避難対策など	
	復旧復興計画	生活再建支援施策、復旧・復興措置など	
大規模	総則	大規模事故対策の方針、活動体制	
	大規模事故の種類別対策	大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、道路	
	八州朱子以《州主积》,八八	災害、放射性物質事故の災害予防、災害応急対策計画	
資料編		災害危険区域、防災関連施設、例規等	
		※対策分野別に構成	

## 2. 主な修正事項

(注)下記の【 】書きは、主な記載箇所を示す。

### (1)関係法令との整合

## ア 災害対策基本法 (以下「基本法」という。) の改正に伴うもの

▶ 避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化されたこと、災害が切迫して立退き避難が危険 な場合は「緊急安全確保」を発令すること、避難情報の発令時は避難対象地区に加えて避難 対象者を明示することとなったことから、これらに対応した避難計画に修正した。

【風水害·応急·4節】

► 避難指示等の発令時に町内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを明記した。 【震災・応急・4節】

▶ 避難行動要支援者名簿に登録された方について、地域や避難行動要支援者の実情を踏まえ、 避難行動要支援者一人ひとりの「個別避難計画」の作成を促進することを明記した。

【震災·予防·7節】

また、避難行動要支援者及び避難支援等実施者(当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者)が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するほか、災害が切迫して避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記した。

【震災·応急·5節】

► 福祉避難所は、受入対象とする要配慮者の種類等を特定し、「指定福祉避難所」として指定し、 公示することを明記した。 【震災・予防・IO節】

## イ 水防法、土砂災害防止法の改正に伴うもの

- ▶洪水浸水想定区域の想定が、河川整備計画規模の降雨(概ね 50 年に1回の大雨)から想定 最大規模の降雨(概ね 1000 年に1回の大雨)に変更され、栗山川の洪水浸水想定区域も変 更されたことから、想定される浸水の特徴等を明記した。 【風水害・総則・2節】
- ► 合わせて、同区域にかかる要配慮者利用施設を調査し、避難確保計画の作成等を義務付けることを明記した。 【風水害・予防・2節】

## ウ 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて救助法が適用されるようになったこと、 町が委託するボランティア活動の調整事務が救助法の対象経費となったことから、これらの対 応を明記した。
  【震災・応急・15 節】
- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が"半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)" に拡充され、また、"住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理"と"日常生活に必要な 最小限度の部分の修理"に区分されたことから、これらの対応を明記した。【震災・応急・13 節】

#### エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に 指定されたことから、後発地震への注意を促す情報\*が発表された場合の防災対応や平時の 備え等を明記した。 【震災・附編】
  - ※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード 7 以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

#### (2) 上位計画等との整合

### ア 防災基本計画(以下「基本計画」という。)の修正や国の指針の改訂

- ▶ 生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。
- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、

また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難(レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令基準を修正した。

【風水害·応急·4節】

► 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対ロ支援チーム」の派遣を要請することを明記した。 【震災・応急・9節】

## イ 千葉県地域防災計画の修正や県の取組

- ► 令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則\*の普及等が導入されたことを踏まえ、本町においてもプロアクティブの原則\*を普及するとともに、非常配備基準の見直しを行うこととした。
  - ※「疑わしいときは行動せよ」、「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」
    れない」
    危機管理の原理のこと
    【震災・予防・12節】
- ▶ 大規模災害時に県が市町村への情報連絡員を早期に派遣する体制を導入したことを踏まえ、 県の情報連絡員との連携体制を追記した。 【震災・応急・Ⅰ節】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。 【震災・応急・5節】

### (3) 町の取組の反映

#### ア 災害時業務継続計画の修正

► 多古町災害時業務継続計画を修正し、業務継続のための資源の現状、課題、今後の対策を明確にしたことから、これを踏まえて業務継続体制の整備を推進することを明記した。

【震災·予防·I2節】

#### イ 災害時受援計画の策定

▶ 多古町災害時受援計画を策定し、受援体制や主要な受援対象業務及び受援環境を明確にしたことから、これを踏まえて要請、受入れを円滑に行うことを明記した。 【震災・応急・9節】

#### ウ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所設営・運営マニュアルの策定

▶ 避難所マニュアルの感染症対策を具体化したことを踏まえ、避難所の衛生管理や避難者の健康管理を適切に行うことを明記した。
【震災・応急・4節】

### エ 災害廃棄物処理計画の策定

► 多古町災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえ、災害時には、進捗管理を適切に行い、処理を円滑に実施することを明記した。 【震災・応急・12節】

## オ 災害協定の拡充

▶ 東京電力との停電復旧に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したこと を踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを追加した。【震災・応急・各節】